

# 平成 31 年度開設地域密着型サービス整備事業者 募集要領

## 募集要領配布期間

平成 30 年 12 月 7 日（金）から  
午前 9 時から午後 5 時  
配布場所 本庁 北館 3 階 高齢介護課  
または、尼崎市ホームページからもダウンロードできます。

## 申込受付期間

平成 30 年 12 月 7 日（金）から平成 31 年 1 月 18 日（金）  
午前 9 時から午後 5 時  
（ただし土日祝日及び年末年始（平成 30 年 12 月 29 日から平成 31 年  
1 月 3 日）を除く）  
受付場所 本庁 北館 3 階 高齢介護課

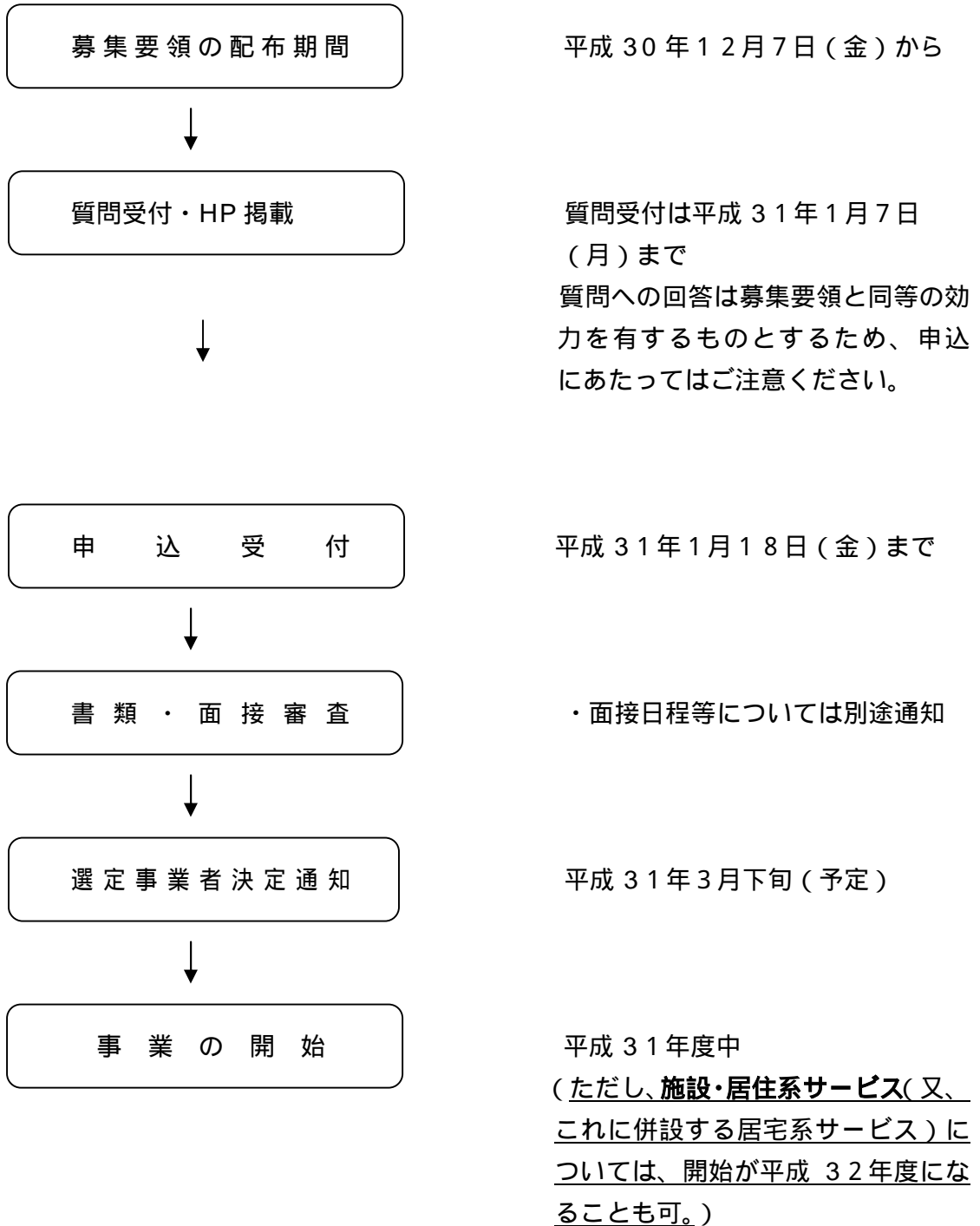
## 面接審査

申込み受付後、面接審査を行います。  
日程等については別途お知らせします。

平成 30 年 12 月

尼崎市

## 事業スケジュール



# 平成 31 年度開設地域密着型サービス整備事業者募集要領

## (施設・居住系サービス 居宅系サービス)

### 1. 公募の主旨

(1) 尼崎市では第 7 期介護保険事業計画(平成 30 年度～32 年度)に基づき、介護が必要になった高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、日常生活圏域における整備状況を考慮しながら地域密着型サービスの基盤整備を進めています。

本募集は、質の高いサービス提供を行うため、より良い地域密着型サービスを提供できる事業者を適正かつ公平に選定するために行うものです。

平成 31 年度に尼崎市内で地域密着型サービスの開設を希望される事業者は、本募集要領を十分に熟読のうえで申し込んでください。

### (2) 留意事項

ア 今回募集において選定された事業については、地域介護拠点整備費補助金等の候補として国及び県に申請を行いますが、採択の有無及び補助金額については未定です。

イ 今回公募において選定されたことが直ちに本市として事業の開始を許可するものではありません。施設の整備等事業開始の時期が確実となったのち、別途指定申請の手続きが必要です。

### 2. 募集する事業

平成 31 年度(一部、32 年度も可。)開設分として公募する地域密着型サービスは下記のとおりです。

#### 【施設・居住系サービス】

サービス種別	日常生活圏域	整備数
地域密着型介護老人福祉施設	全圏域	1 箇所
地域密着型特定施設	全圏域	1 箇所
認知症対応型共同生活介護	全圏域	2 箇所

下記居宅系サービスとの併設事業所の申し込みについても受け付けます。なお、併設事業所については選定において加点項目となります(「7. 事業者の選定・決定(評価の視点)」参照)。

## 【居宅系サービス】

サービス種別	日常生活圏域	整備数
認知症対応型通所介護	中央・大庄圏域	それぞれの圏域で1か所ずつ
小規模多機能型居宅介護 又は 看護小規模多機能型居宅介護	全圏域	2か所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 又は 夜間対応型訪問介護	全圏域	2か所

「施設・居住系サービス」との併設事業所の申し込みの場合は、「居宅系サービス」の募集圏域以外での申し込みも可能です。

### 3. 申込者の資格

申込者は、次の条件を満たしていることが必要です。

- (1) 法人格を有すること。(申込時点で法人格を有していないときは、指定申請を行うまでに法人格を有すること。なお、地域密着型介護老人福祉施設については、社会福祉法人に限ります。)
- (2) 資金計画及び事業計画が確実であること。また安定的な運営と適切なサービス提供が継続できること。
- (3) 事業実施に必要な土地及び建物が確実に確保できること。特に土地または建物を賃借する場合には、10年以上の長期の賃借契約(施設・居住系サービスにおいてはこれに関わらず下記に記載の期間)が可能であること。

また賃借する土地に新築する場合や賃借する建物を改修して事業を行う場合には、必ず土地または建物の所有者の了解を得ていること。

なお、社会福祉法人が土地または建物を賃借して事業を実施する場合には、一定の制限や条件がつくことがありますので、必ず事前にご確認ください。

<賃借での設置を認める具体的な要件は次のとおりです。>

施設・居住系サービスにおいて土地及び建物を賃借できる場合とは、「尼崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」の規定において借地・借家での設置を認める条件を満たす場合に限りです。

ただし、賃借契約の期間については、次のとおりとします。

サービス種別	土地	建物
認知症対応型共同生活介護	原則として30年以上	原則として20年以上
地域密着型介護老人福祉施設	原則として50年以上	不可
地域密着型特定施設	原則として30年以上	原則として20年以上

- (4) 介護保険法及び本市の定める人員、設備及び運営に関する基準をはじめとした関係

法令を遵守するとともに、関係機関の指導等に従うこと。

(5) 施設等の建設予定地にかかる都市計画法、建築基準法、その他公法上の制限等については、関係機関等で事前に確認すること。また、施設の計画・建設・法人組織・運営等にあたっては関係法令を遵守し、適切に行うこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

#### 4. 質問と回答

公平性を期するため、電話等での個別質問は受け付けできません。

質問については、平成31年1月7日(月)までに尼崎市ホームページに添付の質問票に記入の上、Eメールにてお問い合わせください。お問い合わせの際は件名を「地域密着型整備事業者募集質問(事業者名)」としてください。

回答については、本募集要領と同等の効力を有するものとして、ホームページ上で掲載します。

なお、計画に対する個別具体的な相談についてはお答えできません。

#### 5. 申込手続き

##### (1) 申込受付

申し込みは、定められた必要書類等をサービス種別ごと、事業を実施する所在地ごとに作成し、提出してください。受付時に書類の確認等させていただきますが、1時間から1時間30分程度の時間が必要になるため、必ず電話で事前予約のうえ、下記日程内でお願ひします。予約がない場合は対応できませんので、予めご了承ください。

**申込受付期間** 平成30年12月7日(金)から平成31年1月18日(金)まで  
(ただし、土日祝日及び年末年始(平成30年12月29日から平成31年1月3日)を除く)

**提出場所** 尼崎市東七松町1丁目23番1号  
尼崎市役所北館3階 高齢介護課  
電話 06-6489-6356

##### (2) 提出書類等

サービスの種別ごとに必要な提出書類は、**別添1**のとおりです(様式は、尼崎市ホームページからダウンロードできます)。

提出書類は、事業所ごと、サービスの種別ごとにまとめて、それぞれ白紙を表紙とし、インデックスをつけてファイルに綴じ、8部(正本1部、副本7部)を提出してください

(複数の事業を申し込む場合は、登記簿謄本等は 1 通とし、残りはコピーで結構です)。用紙のサイズは A4 (設計図等は A3 でも可) に統一してください。なお、申し込みを行うために、申込者が負担した一切の費用は、市に請求することはできません。また、提出された書類は返却できません。

その他の介護保険事業と併設で計画される場合はその旨を記載してください。

なお、必要に応じて追加資料等の提出を求める場合があります。

## 6. 申込書類等に係る情報の開示

事業予定者として選定した応募者に係る情報については、預金残高証明等の個人情報を除き、原則として開示の対象とします。

なお、本市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されます。

## 7. 事業者の選定・決定

### (1) 事業者の選定について

提出していただいた書類により、人員、設備及び運営に関する基準を満たしていることを確認したうえで、条例に基づき設置される尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会において、次の視点から総合的に評価し、選定します(審査の結果、いずれの事業者も選定しない場合があります)。

なお、選考理由・結果に対する問い合わせ、異議等については応じることが出来ません。

#### < 評価の視点 >

	施設・居住系 (120点)	居宅系 (120点)	審査項目
基本的事項	10点	10点	基本理念、運営方針等
財務に関する事項	35点	35点	資金計画、施設経営、法人経営等
運営に関する事項	40点	40点	施設運営、利用者サービス、職員体制、地域との連携等
施設・設備に関する事項	30点	30点	基準の適合性、土地等の確保、利用者への配慮、安全性、環境への配慮等
その他	5点	5点	併設事業の有無、事業実施のスケジュール等

尼崎市は平成 25 年 3 月に「環境モデル都市」に選定されました。施設整備に際しては LED 等効率照明の使用や太陽光発電の導入など、環境への配慮についても審査項目となっております。

また、居宅系サービスについては、審査の結果、介護保険事業計画に定める整備予定数を超えて事業者を選定する場合があります。

## (2) 選定結果の通知

応募いただいたすべての事業者はその結果について通知します。

## 8. 事業決定の取り消し等

市長は、選定された事業者において、この募集要領に記載する事項について、重大な違背行為があったと認めるときは、決定について取り消すことができるとともに、当該事業者は次回の応募資格を失うものとします。

また、市長は洪水、地震、火災その他の自然的若しくは人為的な事象で市と事業者の双方の責めに帰すことのできないものにより、選定された事業者による本事業の実施が困難であると認めるときは、事業者の決定について取り消すことができるものとします。

なお、これらの場合、当該事業者は既に要した一切の費用の弁済を市に請求することはできません。

## 9. 公募終了後の進め方

### (1) 施設の新築または改修等の実施

(選定された事業者において) 予定した開設スケジュールに合わせて施設の新築または改修等の施設整備に着手してください。なお、施設整備補助金等を活用する場合は、**必ず別途協議が必要です。**(補助金の交付がない場合があります。)

### (2) 指定申請の受付

施設の整備等事業開始の時期が確実になったのち、介護保険事業担当に指定申請を行ってください。指定申請に必要な書類等については、別途お問い合わせください。

指定日(事業開始日)は月の1日付けとしますが、指定申請時期等については事前に尼崎市と協議してください(指定申請は事業開始日の45日前までに行っていただきますので、あらかじめその事を踏まえて工程等を調整してください)。

なお、指定申請の際の内容は、公募の際の内容と変更がないことを原則とします。

また、提出書類等に虚偽があった場合、あるいは当初の予定を変更したことを尼崎市に報告し了承を得なかった場合等については、指定申請は受け付けません。

### (3) 指定事業者の決定

審査等を行い、指定を行うことに決定したものについては、指定の決定を通知します。

### (4) その他の手続き

ア 事業実施にあたって、指定基準に規定する研修を受ける必要がある場合には、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団等が実施する研修を受けてください。

イ 生活保護受給者をサービス提供の対象としない場合、生活保護法の改正により、平成26年7月1日よりみなし指定の導入がなされているため、別途手続きが必要です。詳

しくは厚生労働省ホームページ等でご確認ください。

(5) 事前実施の辞退

公募において選定された後、事業開始までの間で事業の実施を取り止める場合は、必ず  
辞退届を提出してください。

10. その他

手続きの流れについて、**別添 2**にて改めて整理しておりますので、ご参照ください。

尼崎市健康福祉局福祉部高齢介護課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

Tel 06-6489-6356 Fax 06-6489-6530

電子メール

[ama-koureikaigo@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-koureikaigo@city.amagasaki.hyogo.jp)